

# 火災予防上の命令を受けている防火対象物

消防機関が立入検査により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。

中部上北広域事業組合消防本部では、火災予防上の命令を行い、公示している対象物の所在地、名称等について、利用者や近隣の方々の安全のためにお知らせしております。

## 命令を受けている対象物一覧

令和3年2月9日現在

No.	項目	内容
1	防火対象物の所在地	東北町字家ノ前12番地1
	防火対象物の名称	有限会社浜野物産
	命令を受けた者	有限会社浜野物産 取締役 濱野 直子
	命令事項	1 令和3年3月5日までに、建物西側棟に消火器を設置すること。 2 令和3年3月5日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 3 令和3年3月5日までに、建物西側棟に自動火災報知設備を設置すること。 4 令和3年3月5日までに、建物全体に誘導灯を設置すること。
	命令発令日	令和2年10月5日
	管轄消防署	東北消防署

No.	項目	内容
2	防火対象物の所在地	東北町字家ノ前12番地1
	防火対象物の名称	有限会社浜野物産
	命令を受けた者	濱野 直子
	命令事項	1 令和3年3月5日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和3年3月5日までに、建物西側棟に自動火災報知設備を設置すること。
	命令発令日	令和2年10月5日
	管轄消防署	東北消防署